

大阪市告示第451号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、舞洲緑地駐車場の使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金取扱事業者

（名称） 近畿ビルテクノ株式会社

代表取締役 西田 俊彦

（所在地） 大阪狭山市池之原3丁目1017番の2

2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年3月30日

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年3月30日

（大阪港湾局施設管理部施設課）